

福県医発第 1777 号 (地)
令和 4 年 9 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

文部科学省発出「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」の送付について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、文部科学省より各関係機関に対し通知が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

今般の新型コロナウイルスの感染状況を見ると、全国の新規感染者数は減少に転じているものの、高い感染レベルが継続していることに加え、新規感染者の感染場所について、学校等がこれまでの減少傾向から増加傾向となっており、今後、学校再開に伴う感染状況への影響に注意が必要となります。

各学校において、基本的な感染対策について地域の感染状況や実情等に応じて工夫を凝らし様々な取組みが行われているところですが、特に換気については、その徹底の重要性や、法制度や技術的側面を含めて対策を講じるに当たって踏まえるべき観点も多いこと等も踏まえ、今般、文部科学省において、基本的な考え方や具体的な方法が改めて示されました。

また、予防接種法施行令の一部改正により、12歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を受ける努力義務が適用されるとともに、予防接種実施規則等の一部改正により、5歳以上11歳以下の者に対する新型コロナワクチンの3回目接種が実施されることとなりました。

幼児児童生徒に対する新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について(令和4年3月2日付け福県医発第3342号(地))」にてご連絡しておりますが、今般の改正を踏まえ、改めて文部科学省において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について、別添のとおり取りまとめられております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。